

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	百済寺戊 (北坂町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業従事者の高齢化と若年層の減少により、自作農業者の年齢は70歳以上が23%となっており、ほとんどが1ha以下と小規模で、後継者がいない農業者も存在する。しかし、10年以降に自分で出来なくなった時に〇〇〇〇に預けたいと思っている人が多いが法人を運営する人員がどんどん減っていき人員確保ができるのが一番の課題である。農業者以外からも人員を募ったり、他の地域から人員の補填をしてするようなシステムの構築が社会全体で必要になってくると思われる。入作による農地の存続も平行して考えていくことも必要である。 ・農地は中山間地にあり、畦畔の法面が長く草刈作業が重労働である。また、圃場間の段差が大きく農地の拡大は困難であり、土地改良は実施されているが、農地の耕作面積は10a～15a程度と狭隘で作業効率は良くない。 ・現在、〇〇〇〇に貸付されている農地は全体の88%となっており、今後その割合を増やす必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基本2年毎の輪作により、水稻、麦・大豆を主要作物とする。ただし、作物に適した農地については輪作に抛らず専用農地として利用し、作業の効率化のためのスマート農業を推進するとともに、適切な管理を実施し、品質と収量を上げて所得の向上を図る。また反対に現状100%自作農家は3農家ぐらいしかなく、他の自作農家で10年後も70才以下の方は、飯米の分だけ自作したいと考えている農家が多く、自分が出来る間は自作したいと考えている。これがこだわり米作りの魅力でもあり、無くなれば日本の米作りは廃れるかも知れない。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
自作農家で高齢化や機械購入が困難なため、農業を継続できない農家に対し、積極的に働きかけ〇〇〇〇への集積・集約化に取り組む。また、法人に未加入な農家に対し加入を促すことで、集積集約を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
自作農家で農業を継続することが困難となった農地について、農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集積集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
北坂町の地形から現在の農地(田)の大区画化は困難である。ただし、借り手があり大区画化が可能な畑については、所有者の意思を確認した上で取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
〇〇〇〇に加入しない農家の農地(樹木植栽等)については、所有者が地区外の経営体が受け手となり貸し付けを行うことで、市と連携し適切に管理されるよう取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図れる防除作業や専用の大型機械が必要な大豆の刈り取りは引き続きJAへ作業委託を行う。今後、コストの低減が図れる農作業は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策のために設置した電気侵入防止柵の定期的(毎月)点検の実施を行う。